

教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

年 月 日

海南市福祉事務所長 様

教育・保育給付認定（現況）の申請内容に変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1. 保護者・児童について（すべてご記入ください）

申請者 (保護者)	住所			
	保護者氏名		電話番号	
児 童	児 童 氏 名	生 年 月 日	利用（希望）施設名	状況
		年 月 日		在籍 ・ 申請中
		年 月 日		在籍 ・ 申請中

2. 変更内容（該当する変更項目（□）にチェックし必要事項をご記入ください）

区分	項 目	変更申請・届出の内容		必要書類
2号・3号のみ	☐ 就労状況	☐ 就職 ☐ 就労先 ☐ 就労時間 ☐ 勤務場所 変更年月日： 年 月 日		就労証明書（自営業・農業・内職の場合は添付書類必要）
	☐ 退職・廃業（求職活動）	離職日 (廃業日)	年 月 日	就労予定申立書 (他の理由で継続利用予定の場合は不要)
	☐ 出産予定（妊娠・出産）	出産予定日	年 月 日 (育児休業取得予定 ☐ あり ☐ なし)	母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)
	☐ 育児休業取得	育児休業 取得期間	母 年 月 日から 年 月 日まで 父 年 月 日から 年 月 日まで	育児休業取得（延長）証明書
	☐ 産休・育休からの復職	復職日	年 月 日	産休：就労証明書（産前産後休暇の期間が明記されたもの） 育休：復職証明書
	☐ 上記以外の保育を必要とする理由の変更	☐ 介護 ☐ 疾病 ☐ 就学・職業訓練 (年 月 日 ～)		介護申立書、診断書、カリキュラム等の保育を必要とすることが分かる書類
	☐ 利用調整の希望変更 (育児休業からの復帰による申請のみ)	☐ ① () 月からの利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。 ※受付期間は、変更希望月の3か月前の16日から2か月前の15日（16日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその直後の平日、15日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその直前の平日）まで ☐ ②育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位となることに不服はありません（本事項に該当しなくなった場合は、すみやかに変更届を提出します）。		
各号共通	☐ 海南市内の転居	海南市 転居年月日： 年 月 日		
	☐ 世帯構成	☐ 結婚 ☐ 離婚 ☐ その他 () 変更年月日： 年 月 日		結婚：新たに保護者となった方の就労証明書等、マイナンバーの分かる書類（転入者のみ） 離婚：離婚日が分かる書類（戸籍謄本等）
	☐ その他	具体的に：		

- ※ **変更が分かった日から1か月以内**に必要書類と併せてご提出ください。 本届がなく、認定内容と異なる事実が判明した場合、退所（園）または次年度の継続利用ができない場合があります。
- ※ この申請書では、認定こども園における教育・保育給付認定区分の変更（教育認定（1号）⇔保育認定（2号））はできません。別途、「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」等の提出が必要です。
- ※ 教育・保育給付認定の変更（保育標準時間⇔保育短時間）は、原則として申請のあった月の翌月1日からの変更となります。
- ※ 世帯構成や保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。
- ※ 求職活動中、育児休業中の保育時間は、「保育短時間（08：30～16：30）」になります。
- ※ 出産後、復職を前提としない育児休業取得または就労しない場合は、期間終了後の継続利用はできません。
- ※ 施設利用児童の弟妹の育児休業の終了に伴い、施設利用児童の保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合もこの申請が必要となります（延長保育もあわせて必要な場合は、別途延長保育の申請も必要となります。）
- ※ ご不明な点は、海南市役所子育て推進課（073-483-8582）までお問い合わせください。